

Q 見舞金は、労災保険の給付額から減額されますか

A

事故発生の責任が事業主にもある場合、被災者（遺族）は労災保険給付と別に、民事損害賠償を請求できます。しかし、両方を全額受け取れません。

労災保険法では、「同一の事由について、損害賠償（当該保険給付によっててん補される損害をてん補する部分に限る）を受けたときは、その価額の限度で（労災）保険給付をしないことができる」（第 64 条第 2 項）と規定しています。

調整が実施されるのは、労災保険と民事賠償の補償範囲が重複する部分です。「民事損害賠償が行われた際の調整基準」（昭 56.6.12 発基第 60 号）では、「単なる見舞金等民事損害賠償の性質を持たないものについては、支給調整を行わない」と述べています。

ですから、見舞金である旨を明らかにして支払えば減額されません。

「労災保険給付を前提として上積みする示談金」も、支給調整の対象から外す扱いとなっています。